

## 鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請書、事業実施計画書提出(各事務所長、センター所長の定める日まで)



交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着(交付申請から原則30日以内)



※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始



【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を書き提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了



※事業の完了とは:補助対象経費に係る事務がすべて完了した日です。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は完了年度の翌年度の4月10日まで)



実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 6. 事業完了

#### 資料提出・問い合わせ先

鳥取県東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課 振興担当  
鳥取県八頭郡八頭町郡家100 電話番号:0858-72-3830

中部総合事務所農林局 林業振興課 振興担当  
鳥取県倉吉市東巖城町2 電話番号:0858-23-3182

西部総合事務所農林局 農林業振興課 林業振興室  
鳥取県米子市糀町1-160 電話番号:0859-31-9677

西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課 振興担当  
鳥取県日野郡日野町根雨140-1 電話番号:0859-72-2021